

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ 報告書（案）

平成23年1月20日

1. はじめに

管理理容師・管理美容師指定講習については、理容所・美容所数の増加や施設が大型化するなか、施設の維持管理や従業者の作業に係る衛生的管理を徹底することを目的に、昭和43年の理容師法、美容師法の一部改正により管理理容師制度、管理美容師制度が設けられた。

当該制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならないと義務付けることについては、当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。」との理由により「廃止（管理理容師・管理美容師の廃止）」という評価がなされた。

このため、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年10月より、4回にわたり検討が行われ、今般、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方をまとめたので報告する。

2. 現状

(1) 管理理容師、管理美容師について

- ① 管理理容師、管理美容師の資格は、理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与されている。

(参考)

- ①年間受講者数：管理理容師：1,523人、管理美容師：9,486人（平成21年度）
- ②累積終了者数：管理理容師：263,958人、管理美容師：410,526人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター、京都府美容業生活衛生同業組合調べ

*管理理容師・管理美容師指定講習事業は、京都府美容業生活衛生同業組合が実施する管理美容師を除き、(財)理容師美容師試験研修センターが実施

- ② また、管理理容師、管理美容師の前提となる理容師・美容師については、理容師、美容師は、理容師法、美容師法に基づく国家資格であり、免許取得のためには、高校卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師養成施設、美容師養成施設において、昼間・夜間課程は2年間、通信課程は3年間、必要な学科・実習を終了後、国家試験に合格することが必要である。

(参考)

①年間登録数：理容師免許：1,844人、美容師免許：22,531人（平成21年度）

②累積免許数：理容師免許：591,956人、美容師免許：1,165,952人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター調べ

③理容師・美容師養成施設（平成22年4月1日現在）

275施設（理容師単独施設：13、美容師単独施設：180、理美容併設校：82）

厚生労働省生活衛生課調べ

③ 管理理容師、管理美容師は、常時2人以上の理容師・美容師が従事する理容所・美容所に高度な衛生知識を備えた管理者を置き、店舗を衛生的に管理させ、衛生水準の向上を図ることを目的としている。

④ 管理理容師については、理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者を置かなければならないことが、理容師法第11条の4に規定されている。

また、管理美容師については、美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者を置かなければならないことが、美容師法第12条の3に規定されている。

なお、管理理容師、管理美容師を置かない場合は、都道府県知事が理容所、美容所の閉鎖を命じることが理容師法第14条、美容師法第15条にそれぞれ規定されている。

⑤ 管理理容師、管理美容師の業務については、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月厚生省環境衛生局長通知）に次のとおり記載されている。

〔衛生管理要領から抜粋〕

第3 管理

2 従業者の管理

(1) 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）

(3) 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。

第4 衛生的取扱い等

1 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認すること。

2 管理理容師又は管理美容師は、毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。

第6 自主的管理体制

- 3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

(2) 管理講習について

- ① 講習会の科目及び時間数は、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条により、次のとおり定められている。

科 目	時 間
公衆衛生	4時間
理容所・美容所の衛生管理	14時間

- ② 研修の実施主体である、(財)理容師美容師試験研修センター及び京都府美容業生活衛生同業組合の受講科目は次のとおりである。

実 施 主 体	公衆衛生	衛生管理
(財)理容師美容師試験研修センター <21年度受講者数> 管理理容師：1,523人 管理美容師：9,295人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生と衛生行政 ・ 感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理総論 ・ 店舗の構造設備 ・ 店舗の衛生管理 ・ 従業員の健康管理 ・ 消毒法とその用途 ・ 理美容用医薬部外品 ・ 事故等の対応 ・ 衛生管理計画と自己点検 ・ 衛生水準向上の支援策 ・ 各種届出・申請
京都府美容業生活衛生同業組合 <21年度受講者数> 管理美容師：191人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生 ・ 感染症 ・ 環境整理 ・ 環境衛生 ・ 精神保健 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美容所の構造設備と衛生管理 ・ 美容所の消毒管理 ・ 美容業務の衛生管理 ・ 美容所の清潔保持 ・ 従業員の衛生管理

* 平成21年度受講料：18,000円

③ 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うことが、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条に定められており、(財)理容師美容師試験研修センターでは、衛生管理調査を義務付け、問題点の整理と改善計画を作成させ、完成度により修了認定を行っており、京都府美容業生活衛生同業組合では、終了テストを実施している。

④ 講習会の実施主体の選定方法・指定手続きは、次のとおりである。

○都道府県知事が指定した講習会

○実施計画書を添えて都道府県知事に指定申請を行う

<実施計画書>

- ・主催者の名称及び所在地
- ・講習科目と講義時間
- ・講習の日時及び時間割
- ・講習会の開催場所
- ・講師の氏名及び略歴
- ・講習予定人員及び受講料

3. 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について

管理理容師、管理美容師の制度について、その「廃止」が結論と出された背景は、

① その役割が見失われている、とりわけ、2人以上の事業所にのみ必置とされる仕組みがわかりにくい、また、

② 理容師、美容師の資質向上を行うことは望ましいとして、引き続き法的な根拠を持って実施すべきか、制度として、理容師、美容師として3年以上業務に従事した後を受講させることが必要か、あるいは、自主制度に移行すべきかについて整理する必要がある、

③ 講習の内容として、現行通り、衛生面の講習に限定すべきか、以前の講習で行われていたように、労務管理、財務管理面も含めるべきかについて整理する必要がある。

とりわけ、労務管理、財務管理は、理容師、美容師の技能とは別に、理容所、美容所を開業する際に必要な知識であることから、特に、自主制度に移行するのであれば、そうした事業者の要望に応じた内容にすべきではないか、

④ 講習の内容が受講者に興味を持てるものになっていないとの指摘があり、また、講習内容の修得状況の確認が不十分で、参加しさえすれば資格取得ができる内容になっているのではないか、もし、法制度として残すのであれば、試験を含め、厳格な確認を行うようにすべきではないか、

⑤ 講習の頻度をどうするか、
こうした点が問題にされた。

(1) 管理理容師、管理美容師の役割について、その性格が事業所の衛生管理者的な位置づけなのか、あるいは、事業所において他の従事者の衛生面での取組みを管理する者としての位置づけなのかについて、集中的な議論がなされた。前者、すなわち、「衛生管理者」としての役割が求められるのだとすれば、従業員数がひとりであっても、設置が望ましいとの結論になろうし、後者、すなわち、「他の従業者を管理する者」としての性格が強ければ、ひとり事業所の場合には、店主自らが衛生面の知識を有し

ているのは当然で、その他に管理者は必要はないとの結論になろう。

この点について、消費者本位のサービス体制を確保する観点から見ると、前者、すなわち、「衛生管理者」的な位置づけの者を必置として、理容所、美容所の衛生確保を図ることが望ましいとの考え方で合意が得られた。常時2人未満の理容所、美容所であっても、管理理容師、管理美容師の設置を求める制度に改革することが望ましいとの結論である。昭和43年に制度が創設された際にも同様の議論がなされ、ただ、その時点では、制度を創設する段階であったので、いきなり全事業所に必置させるのは、零細事業者には負担が大きすぎるとして、現状の方式になったとのことである。

なお、現行では、多くの管理理容師、管理美容師の資格を有する理容師、美容師が育成されているのは事実であるが、一方で、理容師、美容師の中に、管理理容師、管理美容師資格を持たずにひとりで理容所、美容所を営んでいる者も相当数いることが確認され、これらの者については、一定の準備期間を講じる必要があるとの議論が出された。特に、都市部から離れた地域で一人で営業している者、とりわけ高齢の理容師、美容師への配慮が必要との観点で共有された。

その上で、経過的にそうした理容師、美容師が受講しやすい講習を特別に設ける等の工夫が必要との結論となった。（理容所、美容所の閉店となる曜日での開催、eラーニング、通信教育等）。

- (2) 管理理容師、管理美容師の制度を理容師、美容師の資質向上を行うことには疑問はないとの前提で、引き続き法的な根拠を持って実施すべきか、あるいは、自主制度に移行すべきかについても議論がなされた。上記(1)で結論づけられた「衛生管理者」の位置づけを前提とすれば、とりわけ消費者保護の要請の高まりを考慮すれば、理容所、美容所の衛生管理を法的に確保することが望ましく、現行通り、法制度として位置づけるべきとの結論に至った。また、管理理容師、管理美容師の性格が、理容・美容の技術修得と実務経験を前提とした衛生管理者的な位置づけであるとの考え方に立てば、理容師、美容師の養成課程に合わせた研修は適当ではなく、免許取得後3年以上の業務に従事した後に、受講を求める現行の仕組みが適当であると結論づけられた。

管理理容師、管理美容師が理容所、美容所における衛生責任者の位置づけを担うべきことを前提とすれば、各理容所、美容所に特定の年又は月において、主任となる管理理容師、管理美容師（「主任管理理容師」、「主任管理美容師」）を明示させることは、消費者、行政との関係で必要かつ有益との結論となった。

- (3) 講習の内容として、現行通り、衛生面の講習に限定すべきか、以前の講習で行われていたように、労務管理、財務管理面も含めるべきかについては、平成13年の「規制改革推進3か年計画」により、経営管理、財務管理、労務管理など、理容所・美容所の衛生管理とは直接的な関連が必ずしも高くない科目等について見直しを行い、講習時間、講習日数の短縮等、所要の措置を講ずるべきという指摘もあって、衛生面に講習内容を限定した経過もあり、また、管理理容師、管理美容師制度を法制度として維持する前提が、消費者本位の理容所、美容所とすることにあるとの前提に立てば、法的な義務づけは、衛生面に限定するのが適当との結論に至った。とりわけ開業に際して必要とされる経営等の知識については、事業者の求めに応じて任意の受講科目と

することが適当との結論になった。

- (4) 講習の内容が受講者に興味を持てるものになっていない、また、講習内容の修得状況の確認が不十分との指摘について、講習成果の確認を厳正に行うべきことに異論はなかった。ただ、テストが適当なのか、平成21年度に開始したレポート方式が適当なのかについては、レポート方式の要素を含みつつ、客観的かつ公平な形で受講成果をテストで確認して、資格を与えることが適当との結論となった。
- (5) さらに、講習の頻度、生涯教育も必要ではないかとの議論もあったが、研修を積むことの重要性に疑問はないものの、管理理容師・管理美容師として一定の知識を得られた事業者にさらなる負担を課すことは適当ではなく、事業者団体等による自主的な取り組みで実施することが適当との結論となった。

今回の結論を全面的に実施するためには、理容師法及び美容師法の一部改正等の措置が必要となるが、関係者の合意が得られれば、法律改正を待たずに事業者団体、都道府県生活衛生営業指導センター、保健所等を通じた働きかけを通じて、一人事業所への管理理容師、管理美容師の配置を含めその内容の実質的な実現について対応を図ることが望ましい。

なお、当該制度について広く国民からの意見を聞くため、パブリックコメントを実施した。

4. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書を取りまとめた。

管理理容師・管理美容師の指定講習事業は、今後、複雑化する衛生課題に国民の安全・安心を図る観点から、衛生管理者としての位置づけを明確にしつつ継続実施することとする。

この目標に向けて、厚生労働省においては、関係行政庁、関係団体等の協力を得ながら本報告書の結論の趣旨が制度的及び実効上の対応が図られるように改革の内容を具体化すべきである。

また、今回の消費者本位の改革の成果が発揮されていることについて、定期的に確認、検証を行うことを求めたい。

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ構成員

青山	昌義	東京都理容生活衛生同業組合副理事長
大森	利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
片倉	啓介	(社)日本理容美容教育センター専務理事
○武井	寿	早稲田大学商学大学院教授
藤原	國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
前野	春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
松浪	紀	(財)理容師美容師試験研修センター常任参与
蓑島	稔	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課課長補佐
村橋	哲矢	東京都美容生活衛生同業組合

○座長 50音順、敬称略

検討経緯

本ワーキンググループは、以下のとおり合計4回開催され、管理美容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月12日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について

第2回 平成22年10月27日

関係者からのヒアリング、論点の整理

第3回 平成22年11月19日

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書(素案)について

第4回 平成22年12月21日

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書(案)について

理容業・美容業を取り巻く変遷

年	理容業・美容業に関連する事項
1960年代 1968	管理理容師・管理美容師制度公布
1969	管理理容師・管理美容師制度施行
1970年代 1971	管理理容師・管理美容師の経過措置を一年延長
1974	理容料金1,000円台に突入
1978	理美容パーマ問題で合意 健康診断を受ける疾病として、結核、トラホーム、皮膚疾患を定める
1980年代 1981	理容所及び美容所における衛生管理要領を制定
1983	理容師・美容師の保健所における定期健康診断の義務付けを廃止
1984	理容・美容業に関する標準営業約款が厚生大臣より認可
1985	理容師、美容師の学科試験受験要件及び実地修練の改善
1987	美容院18万軒突破
1988	消毒法改正によりホルマリン消毒など削除
1989	消費税スタート（3%）
1990年代	指定試験機関の指定（（財）理容師美容師試験研修センター）
1992	養成制度の見直し（実地修練実施日数年間220日以上に短縮など）
1994	養成施設における通信課程の面接指導方法等の手続きを変更
1995	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更を公布 理容師・美容師法一部改正 インターン制廃止
1997	消費税5%に引き上げ
1998	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更施行
1999	美容師のカリスマ的ブーム
2000年代	皮膚に接する器具の消毒の方法を見直し
2001	管理理容師・管理美容師の講習科目の見直し（規制改革推進3か年計画）
2003	ケア理容師養成研修制度を実施
2005	ハートフル美容師養成研修制度実施
2008	理容・美容振興指針見直し
2009	新型インフルエンザの発生
2010年代	理容師・美容師養成施設の併設校での同時授業の実施